

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公開番号】特開2013-150762(P2013-150762A)

【公開日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-042

【出願番号】特願2012-40892(P2012-40892)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 5 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

そしてこの場合も、管電圧補正部44において、実効管電圧が50kVになつていなかつことが検出されると、第1撮影装置10により放射線画像を撮影した場合と同様の補正処理がなされる。この管電圧補正部44による補正処理は前述と同じものであるので、ここでは詳しい説明を省略する。なお図1においては、第2撮影装置30から出力されたデジタル画像信号Pdrが上記補正処理を受けた場合、その処理済みのデジタル画像信号をPdr' と表している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

ただし、図5に示したような座標と濃度との関係は、撮影装置毎に固有のものとなるので、第2撮影装置30によって撮影を行つた場合のこの関係を図8に示す。ここで第2撮影装置30の放射線検出器31は、GoS(ガドリニウムオキサイドサルファ)からなるシンチレータおよび固体光検出素子が積層されてなるものである。なお、図1には示していないが、上述のような放射線検出器として、CsI(ヨウ化セシウム)からなるシンチレータおよび固体光検出素子が積層されてなるものも適用可能であり、その種の放射線検出器が適用された撮影装置を以下、第3撮影装置と称することとする。図9には、そのような第3撮影装置で撮影を行つた場合の、上記座標と濃度との関係を示してある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

